

障がい者雇用に関心がある方へ



～障がい者雇用についてのご案内～

●障がい者雇用の効果

共生社会の実現

誰もが職業を通じた
社会参加ができる
共生社会をつくる

労働力の確保

活躍の場を広げることで
企業にとって貴重な
労働力の確保へ

生産性の向上

職場環境を改善することで
他の従業員も
働きやすい環境へ

●障害者雇用率制度

すべての事業主は、従業員の一定割合(=法定雇用率)以上の障がい者を雇用することが義務付けられています。法定雇用率は事業主区分によって定められています。

民間企業・・・2.2%

国・地方公共団体・・・2.5%

都道府県等の教育委員会・・・2.4%

※平成30年4月時点。なお、令和3年4月までには、それぞれ0.1%ずつ引き上げになる予定です。

●就労支援機関のご案内

障がい者の身近な地域において、就業と生活の一体的な相談・支援を行います。障害のある方やそのご家族、事業者からの相談を受け付けています。就業後のアフターフォローまで総合的な支援を行っています。



浜松市障害者就労支援センター ふらっと



場 所 浜松市東区中郡町474

電 話 053-589-3028

相談時間 9:00~17:30

休業日 土・日・祝・年末年始

障害者就業・生活支援センター だんだん



場 所 浜松市北区三幸町201-4

電 話 053-482-7227

相談時間 9:00~17:00

休業日 土・日・祝・年末年始

精神・発達障害しごとサポーター養成講座

<事業所への出前講座を実施しています>

精神障害、発達障害のある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場の同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」です。

精神・発達障害者しごとサポーターとは、職場の中で、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者です(特別な資格制度等ではありません)。

ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象として、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者=精神・発達障害者しごとサポーターとなっていただくための講座を行っています。講座日程は、厚生労働省ホームページ(精神・発達障害者しごとサポーターポータルサイト)でご確認いただくか、ハローワークにお問い合わせください。また、ハローワークから講師が事業所に出向く出前講座も実施しております。



●お問合せ

ハローワーク浜松

TEL:053-457-5158

ジョブコーチ支援について

障がい者に対して、職場の従業員の方との関わり方や、効率の良い作業の進め方などのアドバイスをするとともに、事業主に対して、本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスを行っています。



●お問合せ

静岡障害者職業センター

TEL:054-652-3322

くらしえん・しごとえん

TEL:053-489-5828

浜松NPOネットワークセンター

TEL:053-445-3717

助成金について(国・高障)

障がい者を雇い入れる場合だけでなく、障がい者を雇用した後に、継続して雇用し続けるための措置を行う場合等にも、様々な助成金が受けられます。

厚生労働省 障がい者雇用関係助成金(国の助成金)

検索

障がい 機構 助成金(高齢・障害・求職者雇用支援機構の助成金)

検索



問い合わせ先

浜松市産業部産業総務課

Tel.053-457-2115